

平成 28 年度障害者等相談支援事業について

1 実施概要

【目的】障害者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する諸般の問題について、障害者・障害児及びその関係者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言、その他権利擁護のために必要な支援を行う。

【実施体制】例年通り、基幹相談支援センターである障害者相談支援推進センターのほか、市内 10 事業所において業務を実施した。

各事業所の実施業務等は下記のとおりである。

<p>身体相談支援事業所（3 箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 相談支援事業 (2) 身体障害者生活支援事業 (3) ピアカウンセリング事業 (4) 虐待防止センター 	<p>障害者相談支援推進センター（1 箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 基幹相談支援センター事業 (2) 相談支援推進業務 (3) 虐待防止センター 	<p>知的相談支援事業所（3 箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 相談支援事業 (2) 障害児等療育支援事業 (3) 虐待防止センター
<p>精神相談支援事業所（3 箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 相談支援事業 (2) 地域活動支援センター (3) 虐待防止センター 		<p>重心相談支援事業所（1 箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 相談支援事業 (2) 障害児等療育事業 (3) 虐待防止センター

2 相談支援事業の実績について

① 相談件数の推移

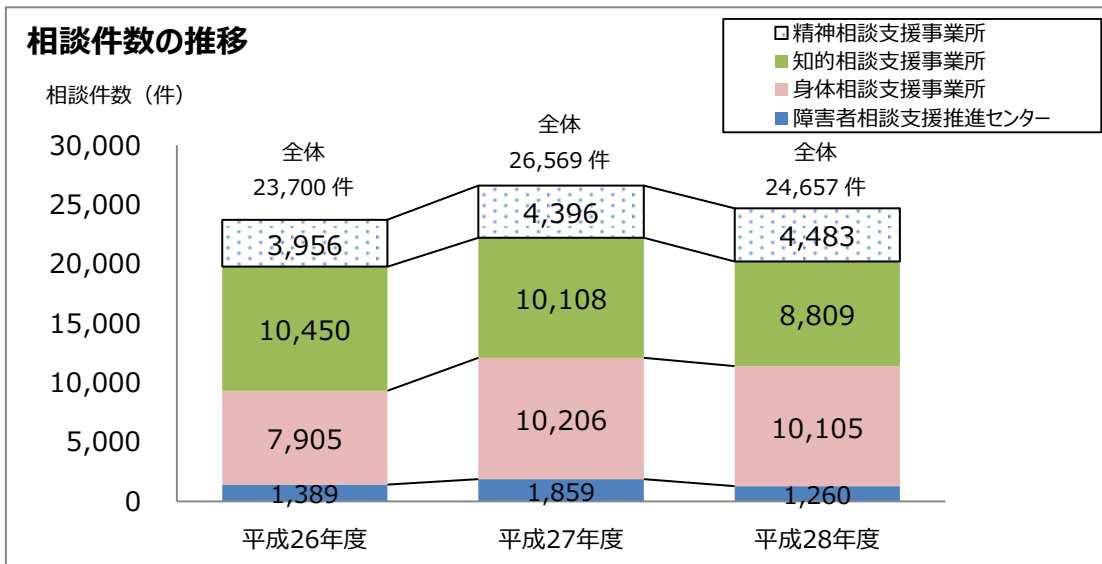


表 1 相談件数の推移

相談件数は前年度と比較して、2,000 件弱減少した。精神相談支援事業所は 87 件増加、知的相談支援事業所は 1,299 件減少、身体相談支援事業所は 101 件減少、相談支援推進センターで 599 件減少した。

② 相談実人数の推移

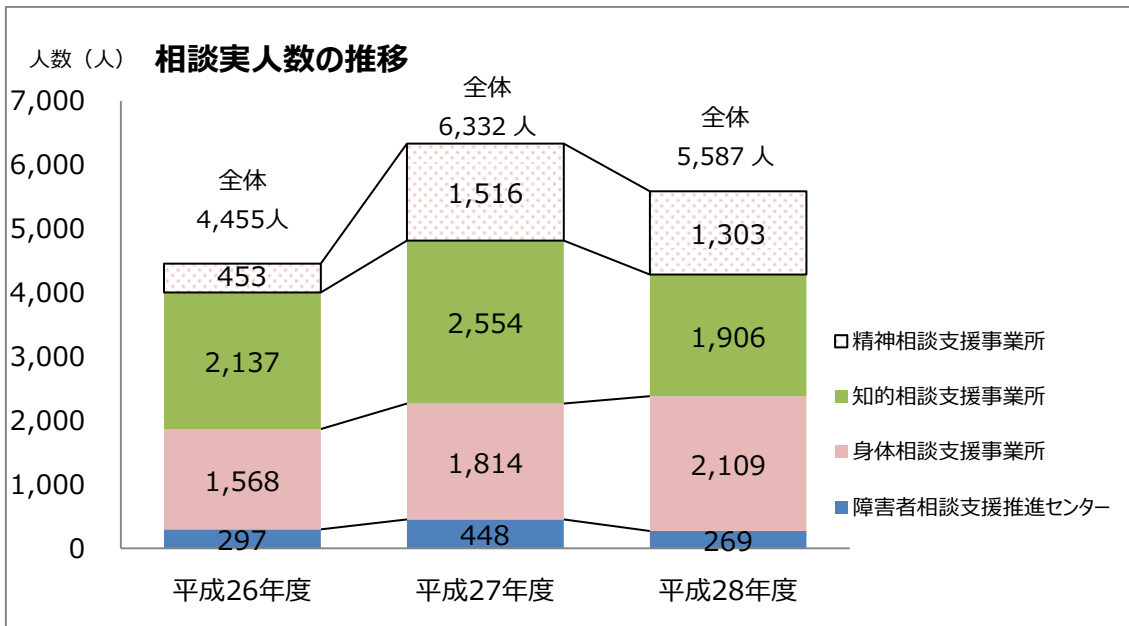


表2 相談実人数の推移

(ただし、平成26年度精神相談支援事業所については、静岡市支援センターなごやかの数値のみ)

相談実人数は、精神相談支援事業所では213人減少、知的相談支援事業所では648人減少、センターにおいても179人減少している。身体相談支援事業所では295人増加している。前年度と比較すると全体では、745人減少している。

③ 1人あたりの相談回数の推移

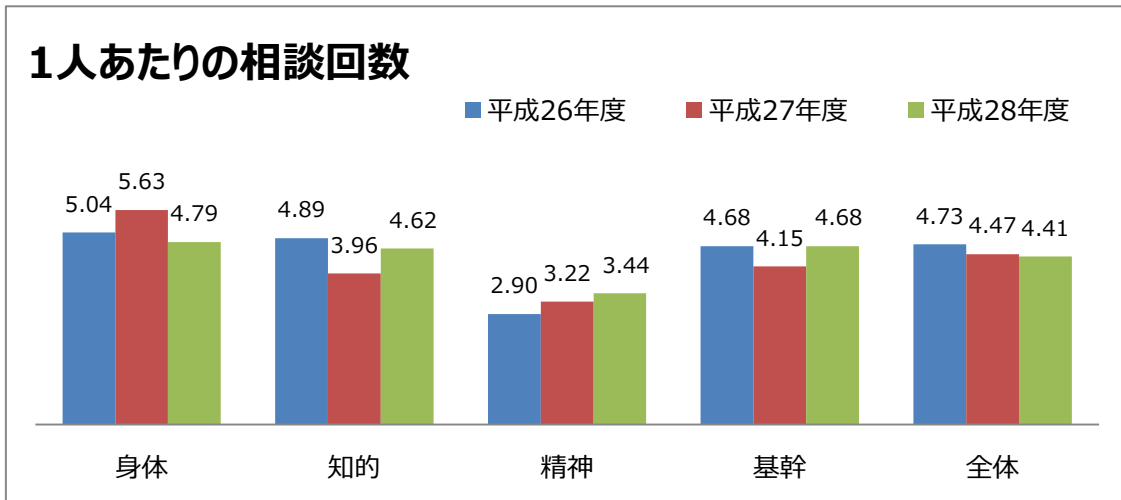


表3 1人あたりの相談回数の推移

(ただし、平成26年度精神相談支援事業所については、静岡市支援センターなごやかの数値のみ)

全体では、1人あたりの相談回数は減少傾向にあるが、各事業所で見ると、身体相談支援事業所は平成27年度より減少しており、知的、精神、センターでは増加している。各事業所での1人あたりの相談回数が増えているのは、相談ケースの長期化、複雑化の傾向がうかがえる。

④ 相談者の障がい種別

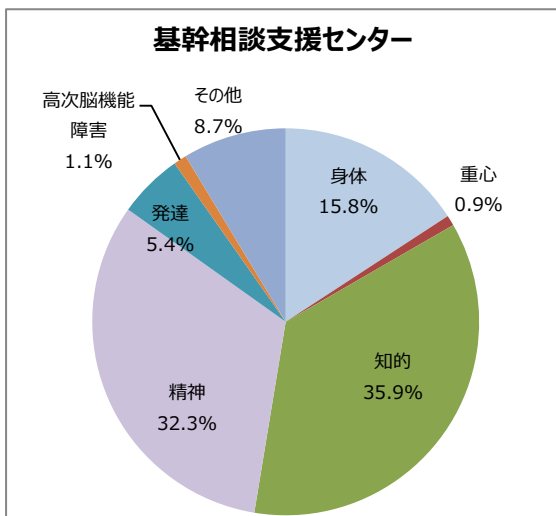


表 4 相談者の障がい種別 (基幹相談支援センター)

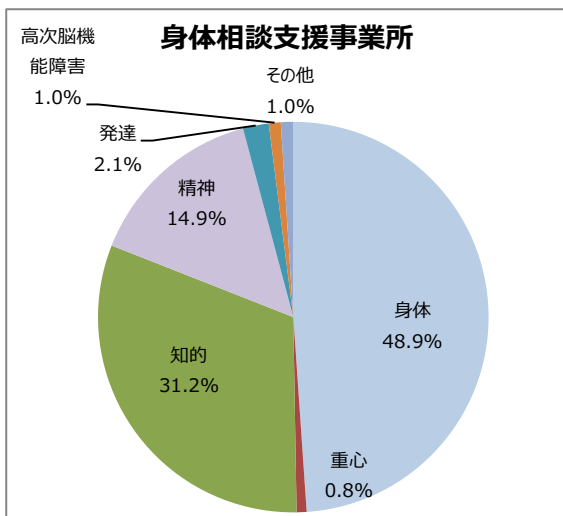


表 5 相談者の障がい種別 (身体相談支援事業所)

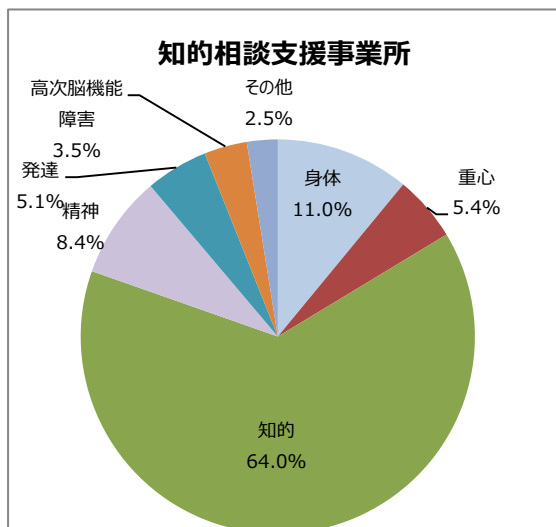


表 6 相談者の障がい種別 (知的相談支援事業所)

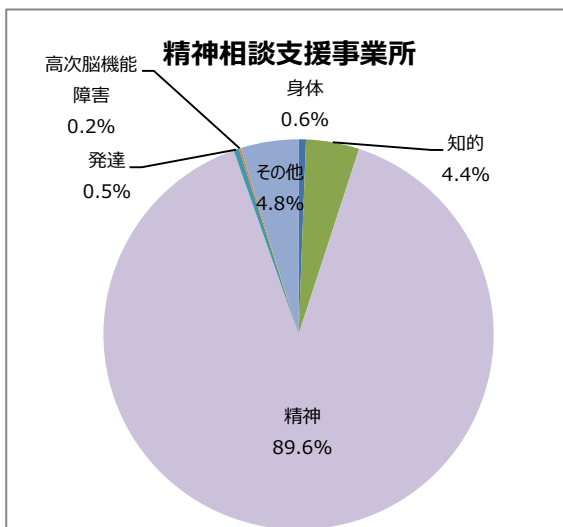


表 7 相談者の障がい種別 (精神相談支援事業所)

各事業所とも基本的にはそれぞれ専門とする障がい種別の相談者を対応しているが、特に表 5 に示すとおり、身体相談支援事業では、身体障がい以外の相談者で 50.2%を占めているほか、他の相談支援事業所においても障がい種別を問わず、相談者の対応にあたっていることが分かる。

専門とする障害種別以外の相談者への対応は、表 3 の「1 人あたりの相談回数」にも表すように、相談の長期化、複雑化に影響している可能性が考えられる。

⑤ 相談支援の対応方法

身体相談支援事業所		知的相談支援事業所	
① 電話相談	55.3%	① 関係機関への連絡・案内	52.3%
② 関係機関への連絡・案内	12.3%	② 電話相談	19.5%
③ 訪問	10.0%	③ 訪問	8.7%
精神相談支援事業所		基幹相談支援センター	
① 電話相談	55.4%	① 関係機関への連絡・案内	33.9%
② 関係機関への連絡・案内	24.1%	② 電話相談	30.2%
③ 来所相談	10.5%	③ 来所相談	9.0%

表8 各相談支援事業所の対応方法上位3つ

身体・知的・精神・基幹相談のいずれも「電話相談」と「関係機関への連絡・案内」が主な対応方法となっている。昨年度も同様の結果であり、日頃から関係機関との連携を重ねていることがうかがえる。

⑥ 主な相談内容

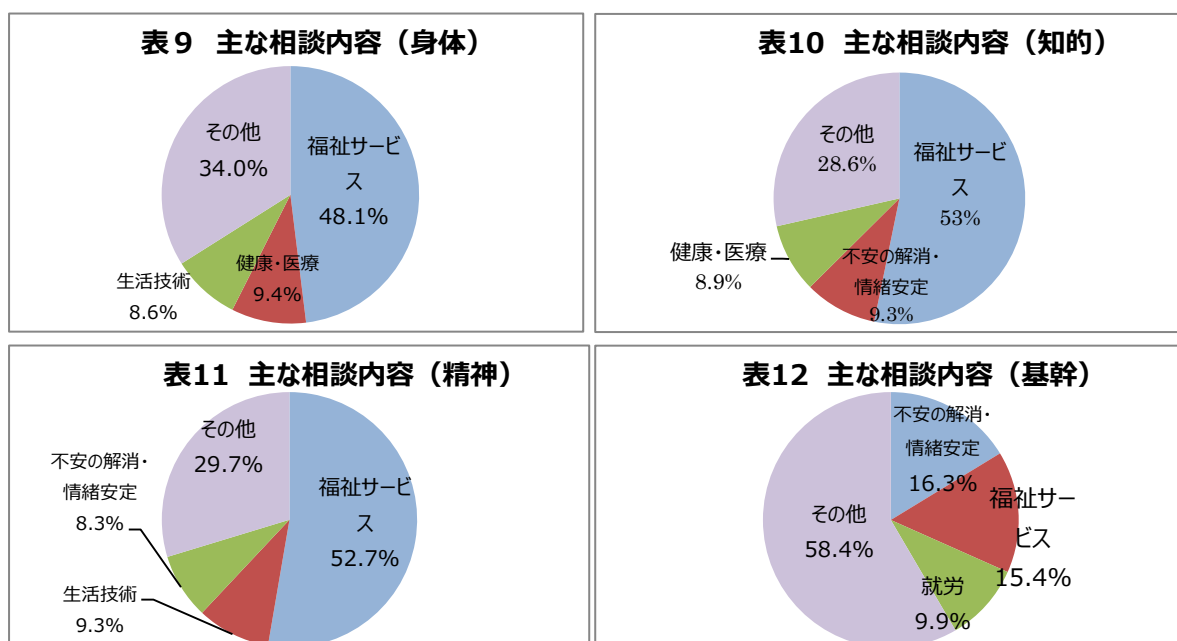


表9～12 相談支援事業所別主な相談内容上位3つ

いずれの事業所においても「福祉サービス」が上位にあり、知的相談支援事業所では50%以上である。また、身体相談支援事業所では「健康・医療」が9.4%、精神相談支援事業所では「生活技術」が9.3%、基幹相談支援事業所では「就労」が9.9%と、専門とする障がいの特性に応じた相談が上位にあることが分かる。

相談者にとって、福祉サービスに関する基本的事項を相談する場であることはもちろん、障がい特性に応じた相談に対応し、障がいのある人、家族等の心のよりどころとしても重要な場であることが分かる。

⑦ 相談支援事業全般についての各事業所で分析・課題等（報告書より抜粋）

傾向1 多問題家族等相談事例の深刻化

- ・キーパーソンがいない利用者やその家庭への生活全般に関する支援が増加した。キーパーソンがいない家庭に関しては、様々な課題や問題を家族全体として抱えていることが多く、福祉サービスの制度だけではカバーできない状況となっている。
- ・家族が高齢化し、介護力が著しく低下したケースや体調が安定せず自宅で必要なケアが増え続け家族が介護に疲弊してしまっているケースの支援に、多くの時間を必要とした。
- ・これまでは、福祉サービス等の支援を受けず、就労もせずに長年生活をされてきた方（引きこもりの方も含む）が、保護者の高齢化や病気等のきっかけで支援に入り、手帳の取得支援等をする事例が増えている。
- ・両親亡き後の子どもの将来を心配する保護者からの相談も多くあり、他機関からの依頼で将来に向けて準備しておくことなどのテーマで勉強会を開催したが、それぞれのケースごとで本人や家庭の状況が違うため、個別に対応していく必要があると感じた。
- ・家族の困りごとについて必要な支援を求めるものがあり、個々の相談者に関わる家族のつながりが希薄化している状態にあることが考えられる。
- ・家族が高齢、障害など一つの家庭に支援を必要とする方が複数名いる家庭、貧困など支援困難感のある家庭のケースが増加していることも感じている。

傾向2 相談内容の多様化

- ・様々な困難さを抱えたケースが増えている。
- ・知的相談支援事業所であるが、精神障害、身体障害をお持ちの方からの相談も増えている。また、発達障害の方からの相談は、今年度は特に多くなっている。
- ・発達障害、パーソナリティ障害（障害種別は精神障害）への理解が得られず、苦慮することがある。

傾向3 関係機関との連携件数の増加

- ・様々な関係機関と連携し、より支援内容を充実させることのできた事例が多くあった。
- ・医療的ケアのある方に関しては、訪問看護ステーションとの連携が必須であり、関係機関との連携を密に図るため、関係機関の支援方法件数が増えている。
- ・相談内容が複雑化しており、様々な関係機関との連携を図りながら、問題解決に努めることが重要である。
- ・コミュニティソーシャルワーカーや地域のボランティアなど、より多くの関係機関と連携を図り、インフォーマルサービスを活用し、総合的な支援を行っていくことができた。
- ・医療つながり難しいケースがあるが、他機関と連携・支援会議を行うことで、役割分担に見通しがつきそうである。

その他

- ・他の相談機関でも対応できない場合に、当センターに支援依頼が来ることもあり、相談があった際には緊急の対応を迫られる場合も多くなっている。それぞれの関係機関でも支援の限界を感じていることが多い状況となっている。
- ・全体的に相談件数が増加している中、福祉サービス利用に関する相談は減少しており、計画相談支援が導入されている成果だと思われる。
- ・触法に関する支援依頼が増加した。触法に関する支援では、本人の障がい特性等により、出所後の生活安定を図ることができなかった。住居確保のため、施設入所やグループホームへの入所を試みたが、空きがない、障害特性により利用できない場合がほとんどであり、本人に適した福祉サービスの利用ができない状況となっており、社会資源の不足も懸念される。
- ・虐待事例の長期化や解決しない事例があり、危機感を抱いている。
- ・療育手帳は取得していても、支援機関等につながない方や、事業所と合わない、通えない利用者に対しての支援が難しいと感じた。
- ・医療機関や地域包括支援センター、行政等他機関からの支援要請が多くあり、委託相談としての役割が他機関に少しずつ周知されていることといえる。

今後の課題等

- ・重症児（者）の相談は、解決⇒終結することは稀である。ひとつの相談を入り口とし、ライフステージに沿った支援を継続する必要がある。自事業所だけで抱え込まず、県在宅重症心身障害児（者）対応ケアマネジメント従事者養成研修を受講した相談員を有する各区相談支援事業所等と連携を取り、静岡市内在住の重症心身障害児（者）福祉の向上を図りたい。
- ・より多くの支援者（理解者）を作り、共通認識を持って連携し、私たちが中心となって支援チームを構築していく必要性を感じている。
- ・今後も委託相談支援事業所として適切な助言や指導を行い、利用者を取り巻く支援チームの舵取り役となれるように、様々な関係機関と積極的に連携を図り、つながりを構築していきたい。そのために、まずは一つひとつのケースを誠実かつ迅速に取り組み、利用者のみならず関係機関とも信頼関係を築いていけるように努めていきたい。
- ・困難なケースもあるが、関係者と連携し支援を検討することで、状態が悪化せず現状維持を目指した支援となるように努めたい。
- ・本人を取り巻く環境が大きく変化したケースは、関係機関で連絡を取り、迅速な対応をしていく。